

○盛岡・紫波地区環境施設組合一般職の職員の給与及び旅費の支給に関する規則

令和2年10月28日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合一般職の職員の給与及び旅費に関する条例（令和2年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第6号）第6条の規定により、一般職の職員（以下「職員」という。）の給与及び旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支給)

第2条 職員の給与の支給については、別に定めるものを除き、職員の給与の支給に関する規則（昭和51年矢巾町規則第7号）の規定の適用を受ける職員の例による。この場合において、規則中「任命権者」又は「町長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員の旅費の支給については、別に定めるものを除き、一般職の職員の旅費支給規則（昭和30年矢巾町規則第7号）の規定の適用を受ける職員の例による。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、職員の給与及び旅費の支給について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年10月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(盛岡・紫波地区環境施設組合一般職の職員の給与及び旅費に関する規則の廃止)

2 盛岡・紫波地区環境施設組合一般職の職員の給与及び旅費に関する規則（昭和44年紫波郡環境施設組合規則第1号）は、廃止する。